

参 考 資 料

〔 令和 3 年度地方税制改正(案)関係 〕

総務省自治税務局

目 次

〔固定資産税等〕

- 固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）（案） 1
- 固定資産税に係る令和3年度における特別な措置（案）（イメージ） 2
- 条例減額制度について（案） 3
- 令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋） 4
- 不動産取得税の税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長（案） 5

〔車体課税〕

- 環境性能割の税率区分の見直し（案） 6
- 環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置（案） 7
- 環境性能割の臨時的軽減の延長（案） 8
- 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し（案） 9

〔個人住民税〕

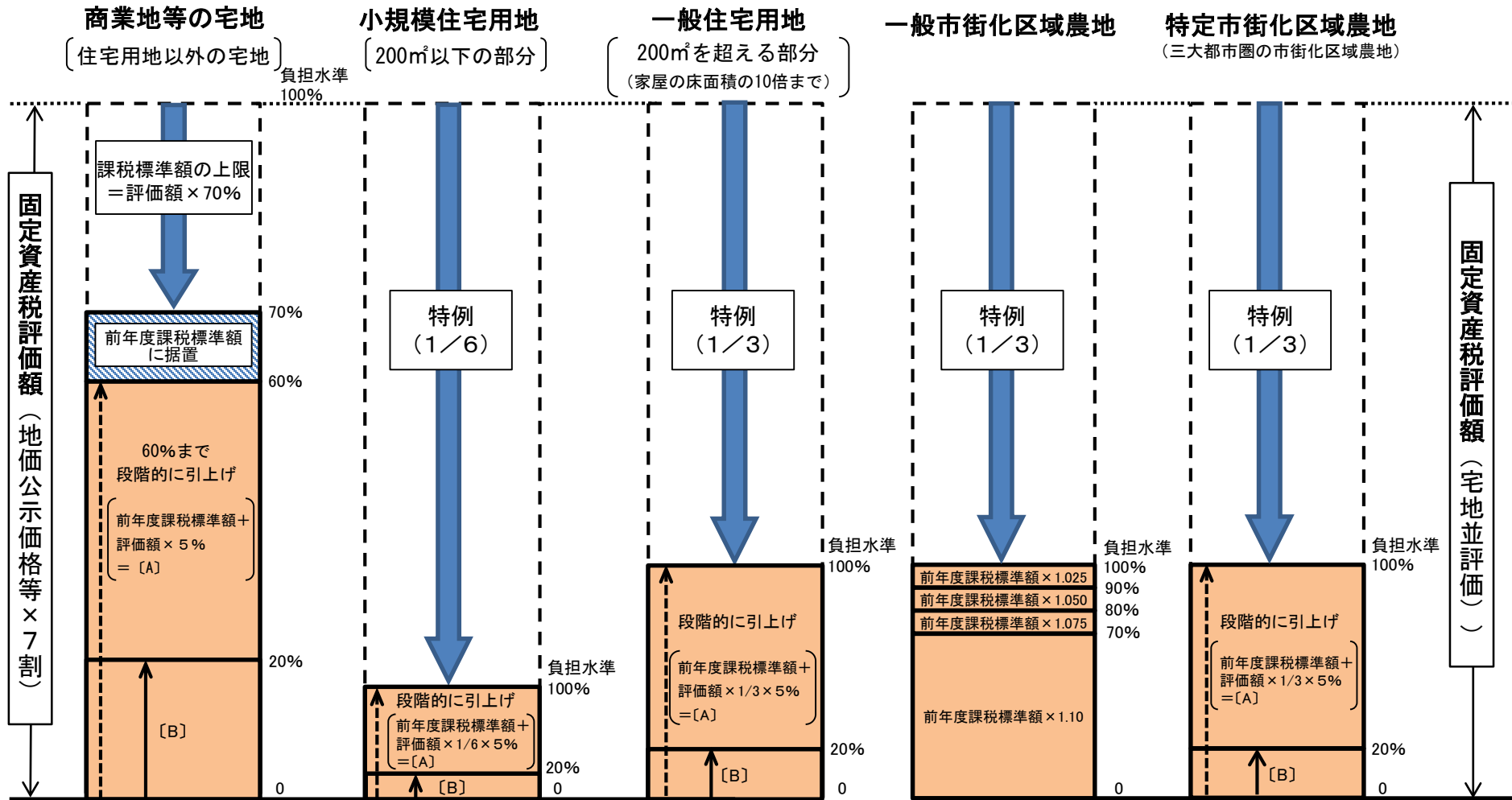
- 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応（案） 10

〔納税環境整備〕

- 地方税共通納税システムの対象税目の拡大（案） 11
- 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化（案） 12

固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）（案）

- 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する。
- その上で、令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。



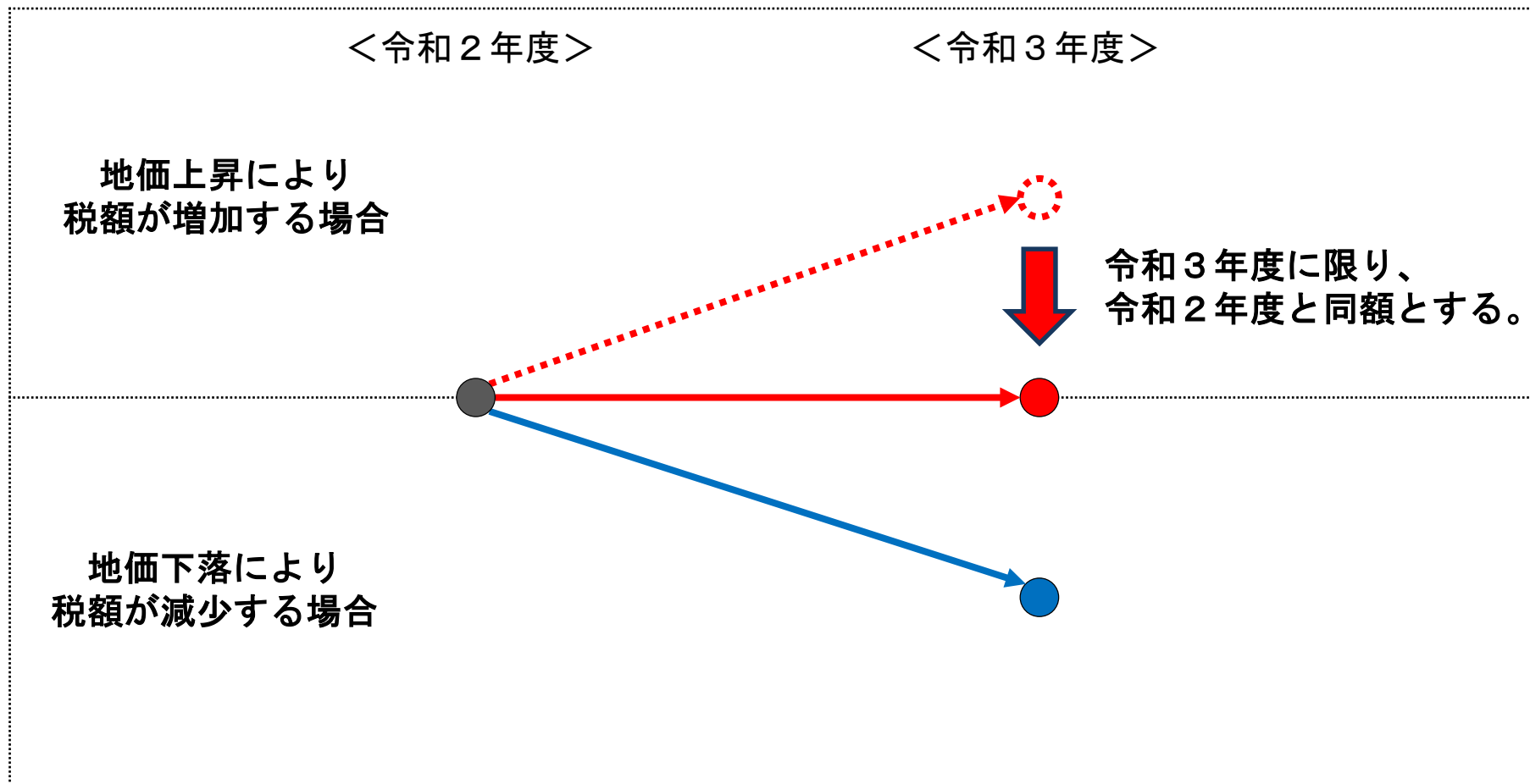
※ 「雑種地・一般山林等」及び「一般農地」についても同様

※ 負担水準：評価額に対してどの程度負担しているかの割合（負担水準 = 前年度課税標準額 / 当該年度評価額（×住宅用地特例率））

※ [A] が「評価額（×住宅用地特例率）×20%」を下回る場合は、「評価額（×住宅用地特例率）×20%」に引上げ（= [B]）

固定資産税に係る令和3年度における特別な措置(案)(イメージ)

税額の動き



※ 商業地等・住宅用地・農地など全ての土地について適用。

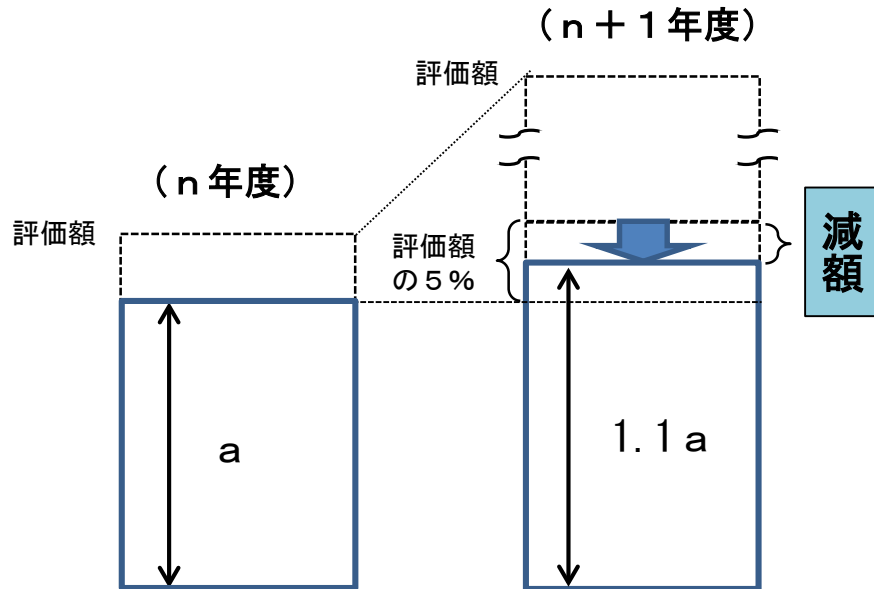
条例減額制度について（案）

- 「税負担急増土地に係る条例減額制度」及び「商業地等に係る条例減額制度」の適用期限を3年延長する。

【税負担急増土地に係る条例減額制度】

住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る固定資産税額等が、特例税額（注1）を上回る時は、当該上回る税額を減額。

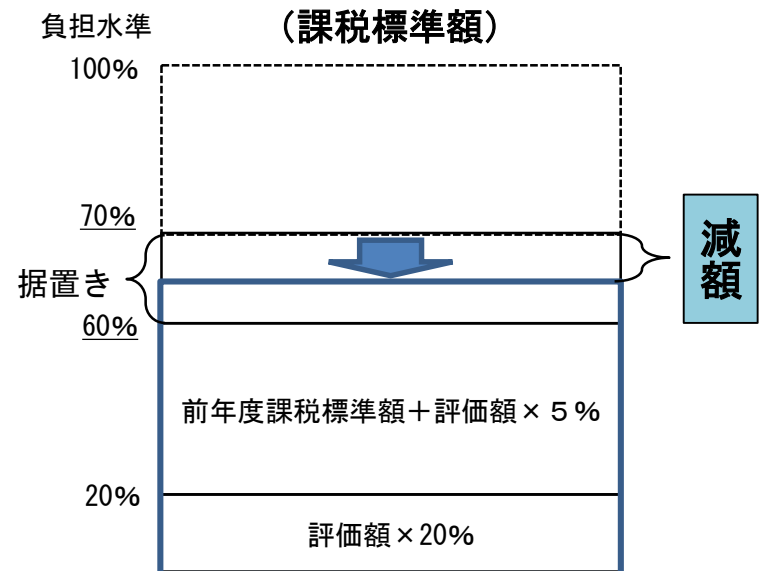
（注1）前年度課税標準×1.1以上で条例で定める率×税率



【商業地等に係る条例減額制度】

商業地等に係る固定資産税額等が、特例税額（注2）を上回る時は、当該上回る税額を減額。

（注2）評価額×60～70%の範囲で条例で定める率×税率



※ 令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置を講ずる。

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である。

また、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている。宅地等については、1年前の地価公示価格の7割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた。

商業地等については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている。

近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである。

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和2年7月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では5年ぶりに下落に転じた。

このような状況を踏まえ、負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

今後の固定資産税制度については、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

不動産取得税の税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長（案）

特例の内容

下記の特例を3年間延長（令和6年3月31日まで）

- 住宅・土地に係る税率の特例（4%→3%）
- 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例（評価額を1/2に圧縮）

※ いずれも、令和3年3月31日までの措置

【税率の特例】

- 本則税率 4%（昭和56年度から）
 - 特例税率
 - ・住宅（家屋）については3%に引き下げ（昭和56年度から）
 - ・土地については3%に引き下げ（平成15年度から）
- ※ 住宅用地については昭和56年度から平成14年度まで税額の減額特例により実質3%

【宅地評価土地（住宅用地・商業地等）の課税標準の特例】

- 宅地評価土地の課税標準は、平成6年は1/2、平成7年は2/3、平成8年以降は1/2

（参考）宅地評価土地に係る税額の算定方法

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{固定資産税評価額}} \times \boxed{\text{(課税標準の特例)} \frac{1}{2}} \times \boxed{\text{(税率の特例)} 3\%}$$

環境性能割の税率区分の見直し（案）

- 自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、軽減された税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、目標年度が到来した燃費基準の達成状況も考慮しながら、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直す。

自家用乗用車

【 現行（令和元、2年度）】

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税		
ハイブリッド車・ LPG車	2020年度基準 +20%達成			1%	1%
	2020年度基準 +10%達成				
	2020年度基準 達成			2%	
上記以外		3%	2%		



【 改正案（令和3、4年度）】

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税		
クリーンディーゼル車・ LPG車	2030年度基準 85%達成			1%	1%
	2030年度基準 75%達成				
	2030年度基準 60%達成			2%	
上記以外 又は2020年度基準未達成車		3%	2%		

注1 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

注2 クリーンディーゼル車については、経過措置を設ける。

※営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置（案）

- クリーンディーゼル車については、燃費性能の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、環境性能割においてガソリン車と同等に扱うこととする。その際、市場への配慮等の観点も踏まえ、2年間の激変緩和措置を講じる。

	経過措置(附則)	
	令和3年4月から 令和4年3月まで	令和4年4月から 令和5年3月まで
2030年度基準 85%達成車	非課税	非課税
2030年度基準 75%達成車	非課税	非課税
2030年度基準 60%達成車	非課税	非課税
上記以外 又は 2020年度基準未達成車	非課税	3%

環境性能割の臨時的軽減の延長（案）

- 感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

対 象

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容

自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

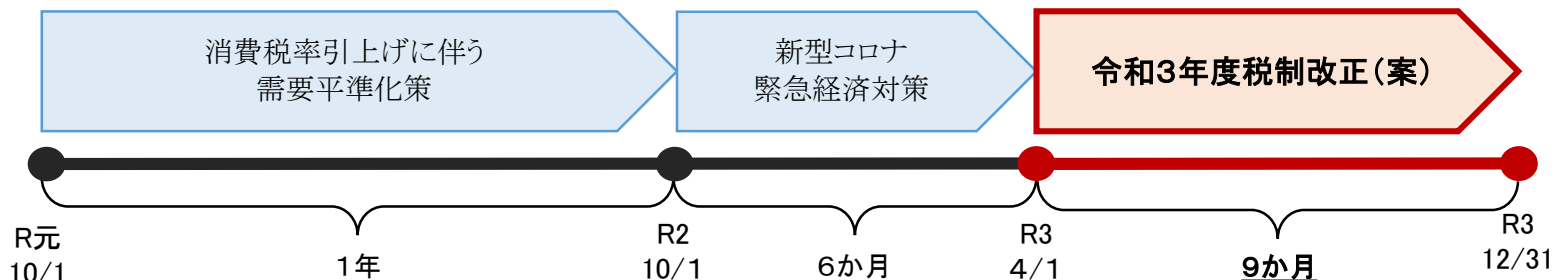
〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

【環境性能割の臨時的軽減の期間】



自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し（案）

○ グリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

自家用乗用車

取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車★ 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車★	75% 軽減	75% 軽減
2020年度基準+30%達成		50% 軽減
2020年度基準+10%達成	50% 軽減	25% 軽減

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車★ 天然ガス自動車	75% 軽減	75% 軽減



グリーン化特例（軽課）の対象外とすること
について令和元年度税制改正で法制化済

注 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

★ プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車は登録車に限る。

※営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長する。

住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応(案)

現行制度

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額(※)の範囲内で個人住民税から控除。

※ 控除限度額:所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)

- 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

対応(案)

- 所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置(下記参照)が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずる。

- この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填する。

<所得税における措置>

- ・ 控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間(※)に契約した場合、令和4年末まで(現行要件:令和2年末まで(新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで))の入居者を対象とする。

※ 新築 ⇒令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

建売・中古・増改築等⇒令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

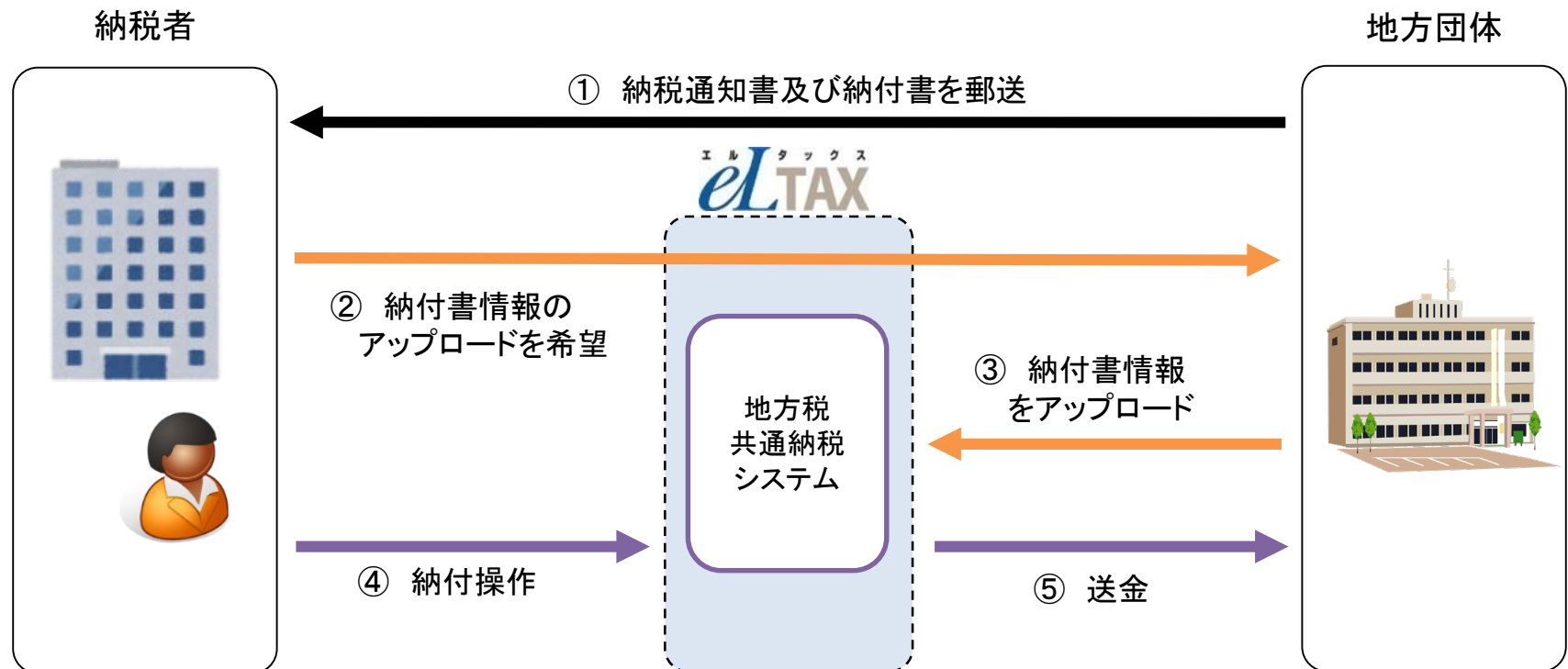
- ・ 上記の延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積40㎡~50㎡(現行要件:50㎡以上)の住宅も対象とする特例措置を講ずる。

地方税共通納税システムの対象税目の拡大(案)

- 地方税共通納税システムの対象税目について、賦課税目である固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加するための所要の措置を講ずる。

※ 令和5年度以後の課税分について適用。

＜対象税目を賦課税目に拡大した場合のイメージ＞



個人住民税の特別徴収税額通知の電子化(案)

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)について、個々の納税義務者に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。この場合において、当該特別徴収義務者は、納税義務者に、当該通知を原則として電子的に送付するものとする。
- 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)についても、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。

(現在、選択的サービスとして行われている「電子データの副本送付」(電子署名のないデータの送付)については、終了することとする。)

※ 令和6年度以後の年度分の個人住民税について適用。

<電子化のイメージ>

